

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年八月十日

人事院総裁 江利川 毅

人事院規則八―一二―八

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

十三 期間業務職員 相当の期間任用される職員を就けるべき官職以外の官職である非常勤官職であつて、一会計年度内に限つて臨時的に置かれるもの（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職
その他人事院が定める官職を除く。）に就けるために任用される職員

第四十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、期間業務職員を採用する場合におけるこの項の規定の適用については、「経歴評定」とある

のは、「及び経歴評定」とする。

第四十六条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 官職に必要とされる知識、経験、技能等の内容、官署の所在地が離島その他のへき地である等の勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難しい場合

二 期間業務職員を採用する場合において、前項に定める能力の実証を面接及び期間業務職員としての従前の勤務実績に基づき行うことができる場合であつて公募による必要がないときとして人事院が定めるとき。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（非常勤職員の任期）

第四十六条の二 期間業務職員を採用する場合は、当該採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任期を定めるものとする。

2 任命権者は、特別の事情により期間業務職員をその任期満了後も引き続き期間業務職員の職務に従事さ

せる必要が生じた場合には、前項に規定する期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、期間業務職員の採用又は任期の更新に当たっては、業務の遂行に必要な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

4 期間業務職員以外の非常勤職員については、前項の規定を準用する。

5 第四十二条第三項の規定は、非常勤職員の任期を定めた採用及び任期の更新について準用する。

第四十七条第三項中「前条第一項」を「第四十六条第一項」に改める。

第四十八条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、一月を超える任期を定めた期間業務職員の採用は、その採用の日から起算して一月間条件付のものとし、その間その職務を良好な成績で遂行したときは、その期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において、当該期間業務職員の採用は正式のものとなる。

3 第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規定による条件付採用期間について準用する。この場合に

において、同条中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、「当該条件付採用期間の開始後一年」とあるのは「当該職員の任期」と読み替えるものとする。

第五十二条第二項を削る。

第五十五条第三号中「場合」の下に「（任期の更新を伴う場合を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 日々雇い入れられる職員の採用、任用の更新その他の任免については、この規則の施行の日（次条において「施行日」という。）から平成二十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることのできる。

第三条 施行日から平成二十三年四月一日までの間は、改正後の規則八―一二第四十六条第二項第二号中「としての」とあるのは、「又は日々雇い入れられる職員としての」とする。

第四条 前二条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、人事院が定める。